

令和3年度 第7回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和3年10月8日（金） 午後2時30分			
場 所	琴浦町役場分庁舎2階 多目的ホール			
出席委員 (12人)	1番 久米 繁好	2番 潮 智博	3番 村上 隆	4番 川崎 康晴
	5番 福本 正博	7番 石賀 英男	8番 伊藤 英之	9番 中本 敏彦
	10番 丸山 環	11番 足立 紀美世	12番 前田 正秀	13番 福田 昌治
欠席委員 (1人)	6番 三浦 勝美			
出席推進委員 (12人)	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	小前 茂雄	松本 芳己	桑本 慎吾	幅田 高広
	入江 敏朗	澤田 光秋	河上 幸徳	石賀 昭則
欠席推進委員 (0人)				
事務局	事務局長 山根 伸一、補佐 每田 陽子、係長 高塚 泰子			
提案議案	議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第27号 農用地利用集積計画の決定について 議案第28号 農地利用配分計画（案）に対するについて			
報告事項				

議長	定刻になりましたので、ただ今より令和3年度 第7回琴浦町農業委員会総会を開催します。
全員	初めに農業委員会憲章の唱和を行います。
議長	(農業委員会憲章の唱和)
事務局	成立宣言を事務局にお願いします。
議長	ただ今の出席委員は12名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和3年度 第7回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。事務局のに欠席する旨の連絡のあった委員は、6番 三浦委員です。なお、推進委員の欠席者はありません。以上です。
事務局	議事録署名委員の指名ですが、5番 福本委員、7番 石賀英男委員にお願いします。
事務局	それでは議事に入ります。議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。
事務局	1ページをご覧ください。議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。
	申請番号23番 農地の所在 大字徳万 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積105m ² 。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。
	本案件は、譲受人が住宅兼店舗を新築されるにあたり、譲渡人から購入することになった住宅用地に隣接している申請地を、譲渡人の依頼によって合わせて購入することになり申請をされたもので、農地取得後は家庭菜園として利用される予定です。
	売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10a当たりでは約 [REDACTED] 円になります。農地としては売買価格がかなり高額となっていますが、浦安駅付近の中心市街地に位置する第3種農地であるということ、住宅用地は3割増しの価格で購入されるということ、譲渡人と譲受人の合意による金額であるということから、やむを得ない価格であるものと考えます。
	譲受人世帯は農家ではありませんが、申請地は譲受人の持ち家となる予定の住宅用地に隣接する農振農用地区域外の農地であることから、令和2年12月総会で定めた下限面積の別断面積0.1aの適用が可能であり、許可相当と判断されるものと考えます。
	申請番号24番 農地の所在 大字中尾 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積786m ² 。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。
	本案件は、譲渡人の希望によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後は野菜を耕作される予定です。

	<p>売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10a当たりでは約 [REDACTED] 円になります。</p> <p>以上の2件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第27号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員の中本委員は退席をお願いします。</p> <p>(中本委員の退席を確認)</p> <p>議案第27号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2ページをご覧ください。議案第27号 農用地利用集積計画について次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。</p> <p>申請番号441番 農地の所在 大字鈴 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2, 611m²。利用権の種類は賃貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。1筆当たりの借賃は [REDACTED] [REDACTED]、始期は令和3年10月11日、終期は令和8年10月10日、期間は5年間で新規、内容は水稻となっています。</p> <p>申請番号442番から10ページの申請番号457番までの、外16件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお今回の賃貸借権設定で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、10ページの申請番号456番と申請番号457番の2件となっています。</p> <p>11ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。</p> <p>申請番号458番 農地の所在 大字赤崎 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積3, 597m²。利用権の種類は使用貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当たりの借賃は無償、始期は令和3年10月11日、終期は令和8年10月10日、期間は5年間で再設定、内容は野菜となっています。</p> <p>申請番号459番から13ページの申請番号461番までの、外3件についてはご覧のとおりです。</p>

	<p>なお今回の使用貸借権設定で、農地中間管理事業等により農業農村担当手育成機構に貸し出す農地の申請は、13ページの申請番号461番の1件となっています。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>(中本委員の復帰を確認)</p> <p>続きまして、議案第28号 農用地利用配分計画（案）に対する意見についてですが、関係委員の小前委員は退席をお願いします。</p> <p>(小前委員の退席を確認)</p> <p>議案第28号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>14ページをご覧ください。議案第28号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）に対する意見を求めます。</p> <p>本議案は、中間管理事業で貸し付けられた農地の配分先を開示するために、今月の総会から新たに議案として追加することになったもので、農用地利用配分計画（案）を琴浦町から農地中間管理機構に提出するにあたり、琴浦町農業委員会に意見を求めるというものです。</p> <p>整理番号1番 権利の設定を受ける者は琴浦町内の個人です。土地の所在地 琴浦町大字杉下 [REDACTED]、現況地目 畑、面積 14,629m²のうち8,000m²。権利の種類は賃貸借権、権利の内容は普通畠、契約期間は1年間、開始年月日は令和3年10月11日、終了年月日は令和4年10月31日、10a当りの賃借料は [REDACTED] 円となっています。</p> <p>権利の設定を受ける者の欄に（A）と記載されていますが、ページの下部に説明書きがしてありますように、以前から配分を受けていた農地を再度配分するというものになりますので、今月の議案第27号には掲載されていません。</p> <p>また、8月総会の際にも説明をさせていただいたと思いますが、この農用地利用配分計画はあくまでも案の段階で開示をしているもので、県知事の認可・公告を経て貸借権が決定されるまでには時間がかかること</p>

	<p>から、実際の配分開始年月日は2ヶ月程度先ということになります。なお終了年月日につきましては、月末に設定するように農地中間管理機構から指導がありましたので、いずれの案件も10月31日としています。</p> <p>整理番号2番と整理番号3番についてはご覧のとおりですが、これら2件につきましては議案第27号に掲載されていますので、確認をしておいていただきたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>この議案第28号につきましては、配分先となる借人の氏名を議案に掲載して欲しいという三浦委員からの意見に対して、このような形であれば掲載しても問題が無いということで、今月の総会から議案の1つとして取り扱うこととなりました。今後も農地中間管理事業での利用権設定の申請があれば、今月と同様に議案として取り扱うことになる訳ですが、農業委員会の許可を求めるというものではなく、意見を求めるというものになるようですので、委員の皆さんにはよく理解をしておいて頂きたいと思います。</p> <p>それでは、皆さんの方で何か質問等があればお願ひします。</p> <p>(中本委員より挙手あり)</p>
中本委員	<p>貸借契約を再設定される時であっても、配分が決定するまでに2ヶ月程度掛かってしまうのでしょうか。またそのようなことになった場合、何か問題が起こるといったことはないのでしょうか。</p>
事務局	<p>再設定の場合であっても、同様の手順で農用地利用配分計画が決定されることになると思いますが、中間管理機構との利用権設定が空白期間なしに再設定されていることであれば、何らかの問題が起こるといったことはないと考えます。</p>
議長	<p>仮に空白期間が出来ることになったとしても、その間は耕作をしてはいけないということにはならないと思います。</p>
中本委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>その他に何か質問等はありませんか。</p> <p>(質問等無し)</p>
	<p>質問等が無いようですので、原案どおり提出することと決定いたします。</p> <p>(小前委員の復帰を確認)</p>
	<p>その他に移りたいと思います。10月5日に行われた農家相談日の報告を福本委員にお願いします。</p>
福本委員	<p>(農家相談1件報告)</p>
議長	<p>次に農政委員会長の川崎委員より、令和4年度琴浦町農業施策に関する意見書に係る意見・提案の募集についてと、婚活イベントについての報告をお願いします。</p>
川崎委員	<p>(令和4年度琴浦町農業施策に関する意見書に係る意見・提案の募集について、婚活イベントについて報告)</p>

議長

こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願ひします。

無いようですので、以上を持ちまして令和3年度 第7回琴浦町農業委員会総会を終了します。